<u>医療機関による</u> 健康増進・予防や生活支援の推進について

日本再興戦略等における指摘等について

日本再興戦略等における指摘について

◎ 日本再興戦略(平成25年6月14日)

- 二. 戦略市場創造プラン
- テーマ1:国民の「健康寿命」の延伸
 - (2) 個別の社会像と実現に向けた取組
 - ① 効果的な予防サービスや健康管理の充実により、健やかに生活し、老いることができる社会
 - II)解決の方向性と戦略分野(市場・産業)及び当面の主要施策 こうした現状を打開するため、個人・保険者・企業の意識・動機付けを高めることと健康寿命延伸産 業の創出を両輪で取り組む。これにより、どこでも簡単にサービスを受けられる仕組みを作り、自己健 康管理を進める「セルフメディケーション」等を実現する。すなわち、意識・動機付けにより潜在市場 の拡大を図るとともに、規制・制度の改革・明確化を始めとして、最も効果的・効率的な政策手段を採 用することで、健康増進・予防(医療機関からの指示を受けて運動・食事指導を行うサービス、簡易な 検査を行うサービスなど)や生活支援(医療と連携した配食サービスを提供する仕組みづくり等)を担 う市場・産業を戦略分野として創出・育成する。

日本再興戦略等における指摘について

◎ 健康・医療戦略(平成25年6月14日)

各論

- 2. 新サービスの創出 (健康寿命伸長産業の創出)
 - (1) EBM (エビデンス) に基づく予防技術・サービス手法の開発
 - イ 民間事業者が医療機関等と連携して行う運動指導、食事提供等のサービスに関し、標準約款や情報 の受渡しに関わるルールの整備を促進する。(引き続き実施する。: 厚生労働省、経済産業省)
 - (2) 技術や手法を核とする具体的サービスの創出
 - ① 医療機関主体による新サービスや、企業と医療機関の連携による新サービス 食事、運動(身体機能の維持向上)、移動、生活支援サービス等 疾病予防(健康診断、生活習慣病等の重症化予防、運動指導、食事指導・提供サービス、疾病緩和 に係る支援サービス 等)や疾病と関わる生活支援(移動・旅行支援サービス、家事代行サービス、高 齢者向け住宅 等)を担う産業を創出する。あわせて、個人による購入だけでなく、例えば保険者がレ セプト・健診情報等を分析し、その結果に基づいて被保険者の健康を維持・増進する際にこれらの サービス提供者と契約し、被保険者に提供する等が促進される環境整備を図る。

医療法人の附帯業務について

医療法人の附帯業務について

○ 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。(医療法第42条各号)なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適当である。

医療法第42条

第1号 医療関係者の養成又は再教育

- 看護師、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師その他医療関係者の養成所の経営。
- 後継者等に学費を援助し大学(医学部)等で学ばせることは医療関係者の養成とはならないこと。
- ・ 医師、看護師等の再研修を行うこと。

第2号 医学又は歯学に関する研究所の設置

研究所の設置の目的が定款等に規定する医療法人の目的の範囲を逸脱するものではないこと。

第3号 医療法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設

- ・ 巡回診療所、医師又は歯科医師が常時勤務していない診療所(例えば、へき地診療所)等を経営すること。
- 第4号 疾病予防のために有酸素運動(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。)を行わせる施設であって、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置(疾病予防運動施設)

- 附置される診療所については、
 - ① 診療所について、医療法第12条の規定による管理免除又は2か所管理の許可は原則として与えないこと。
 - ② 診療所と疾病予防運動施設の名称は、紛らわしくないよう、別のものを用いること。
 - ③ 既設の病院又は診療所と同一の敷地内又は隣接した敷地に疾病予防運動施設を設ける場合にあっては、 当該病院又は診療所が疾病予防運動施設の利用者に対する適切な医学的管理を行うことにより、新たに 診療所を設けなくともよいこと。
- 第5号 疾病予防のために温泉を利用させる施設であって、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、 設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置(疾病予防温泉利用施設)
- ・ 温泉とは温泉法(昭和23年法律125号)第2条第1項に規定するものであること。
- ・ 疾病予防のために温泉を利用させる施設と提携する医療機関は、施設の利用者の健康状態の把握、救急 時等の医学的処置等を行うことのできる体制になければならないこと。

第6号 保健衛生に関する業務

- 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。
 - ① 薬局
 - ② 施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法に規定するも の。)
 - ③ 衛生検査所(臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に規定するもの。)
 - ④ 介護福祉士養成施設(社会福祉士及び介護福祉士法に規定するもの。)
 - ⑤ 介護職員養成研修事業(地方公共団体の指定を受けて実施するもの。)
 - ⑥ 難病患者等居宅生活支援事業(地方公共団体の委託を受けて実施するもの。)
 - ⑦ 病児・病後児保育事業(地方公共団体の委託又は補助を受けて実施するもの。)

- ⑧ 介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは複合型サービス(小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター若しくは福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの。
 - ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業
 - イ 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業
 - ウ 道路運送法第78条第3号又は第79条の規定による自家用有償旅客運送等
 - ※ 介護保険サービス、障害福祉サービスとの関連性が求められ、保険給付の対象とはならず実費徴収の対象となる業務であること。例えば、「乗降介助」の際の移送事業部分の実費徴収、通所サービス等における遠隔地からの送迎費の実費徴収などについて、道路運送法の規定により許可を得て行う業務であること。
 - ※ 道路運送法の許可を得ずに介護保険サービス又は障害福祉サービスの対象となる移送事業を行うことはできないこと。
 - ※ いわゆる「介護タクシー」のように旅行や買い物といった介護保険サービス、障害福祉サービスとの関連性を有しない業務は当該有償移送行為に該当せず、医療法人の附帯業務ではないこと。
- ⑨ 介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、 地域密着型サービス事業、地域支援事業、保健福祉事業、指定市町村事務受託法人の受託事務及び指定 都道府県事務受託法人の受託事務のうち、別添において「保健衛生に関する業務」とするもの。
- ⑩ 助産所(改正法第2条に規定するもの。)
- ⑪ 歯科技工所(歯科技工士法に規定するもの。)
- ⑩ 福祉用具専門相談員指定講習(介護保険法施行令に規定するもの。)

- ③ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成23年法律第32号。) 第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅の設置。ただし、都道府県知事の登録を受けたものに 限る。
 - ※1 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号。以下「改正法」という。)の施行の際現に改正法による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であって、医療法人が設置しているものについては、改正法の施行後も、その要件を継続して満たし、その居住者に対し、次に掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているものに限り、当面の間、医療法人が設置することができるものとすること。
 - (1) 居住者に対する生活指導や相談に応じるサービス
 - (2) 居住者の安否を定期的に確認するサービス
 - (3) 居住者の容体急変時における応急措置、医療機関への通報等の緊急時対応サービス
 - ※2 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第38号。以下「平成21年改正法」という。)附則第1条第1号に掲げる規定の施行の際現に平成21年改正法による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であって、医療法人が設置しているものについては、平成21年改正法附則第4条第1項の規定により登録の効力が失われた場合であっても、その要件を継続して満たし、上記(1)から(3)までに掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているものに限り、当面の間、医療法人が設置することができるものとすること。
 - ※3 ※1及び※2については、賃貸住宅の戸数を増やしてはならない。
- ④ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第2条第5号に掲げる特定労働者派遣事業であって、労働者派遣法第4条第1項第3号及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。)第2条第1項の規定により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務から除外されている労働者派遣で次に掲げるもの。

- (1) 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に掲げる業務
 - ア 労働者派遣法第2条第6号に掲げる紹介予定派遣をする場合
 - イ 労働者派遣法第40条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合
 - ウ 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に規定する施設又は居宅以外の場所で行う場合
- (2) 労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務
 - エ 派遣労働者の就業の場所が労働者派遣法施行令第2条第2項に規定するへき地にある場合
 - オ 派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第20号)第1条第1項各号に掲げる場所(へき地にあるものを除く。)である場合(ただし、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の33の2第2項により、業として労働者派遣を行うことができる医療法人は、病院又は診療所を開設する医療法人に限る。)
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に規定する地域生活支援事業 として実施する日中一時支援事業(地方公共団体の委託又は補助を受けて実施するもの。)
- ⑩ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第34条に規定する障害者就業・ 生活支援センター
- ⑩ 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護事業
- (18) 学校教育法(昭和23年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所及び同法第59条第1項に規定する施設のうち、同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの(以下、「認可外保育施設」という。)において、障害のある幼児児童生徒に対し、看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業
 - ※ 病院又は診療所によるものは、医療法人の本来業務に該当すること。
- ⑨ 認可外保育施設(児童福祉法第34条の15に規定する家庭的保育事業その他これに類する事業が行われる認可外保育施設を除く。)であって、地方公共団体がその職員、設備等に関する基準を定め、当該基準に適合することを条件としてその運営を委託し、又はその運営に要する費用を補助するもの。

- 第7号 社会福祉法第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施
- ※ 平成10年2月9日厚生省告示第15号及び本通知の別添を参照すること。
- ※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号) 第3条第1項第2号の認定こども園(ただし、保育所型のみ。)の運営は、上記告示の第1項第2号口に 包括されること。

第8号 有料老人ホームの設置(老人福祉法に規定するもの。)

近年における医療法人の附帯業務の範囲の見直しについて

改正通知 発出日等	改正の背景(要望等)	改正内容
平成24年3月30日	支援事業」、「一般相談支援事業」、「特定相談支援事業」が創設 〇「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「複合型サービス」、 「介護予防・日常生活支援総合事業」、「指定都道府県事務受 託法人」が創設 〇名古屋市からの要望(「指定市町村事務受託法人」を追加)	〇「障害児入所施設」、「障害児通所支援事業」、「障害児相談支援事業」、「一般相談支援事業」、「特定相談支援事業」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「複合型サービス」、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「指定都道府県事務受託法人の受託事務」、「指定市町村事務受託法人の受託事務」を附帯業務に追加 〇「精神障害者社会復帰施設」及び「適合高齢者専用賃貸住宅」を附帯業務から削除
平成23年10月20日	の指定制度の廃止	〇「サービス付き高齢者向け住宅の設置」を附帯業務に追加し、「高齢者専用賃貸住宅」は現状維持を条件に当面の間、医療法人による設置は可能 〇「適合高齢者専用賃貸住宅」は、平成24年3月31日までの期間内に「サービス付き高齢者向け住宅」又は「有料老人ホーム」へ変更する届出が必要
平成23年6月1日		〇認可外保育施設であって、地方公共団体が一定の基準への適合を条件として、その運営に要する費用を補助等するものの設置を附帯業務に追加
平成22年7月29日	〇姫路市からの提案	〇健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護事業及び特別 支援学校等において、障害のある幼児児童生徒に対し、看護師 等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業を附帯 業務に追加
平成21年8月25日	○局断有店住の女定帷保に関する法律の一部を改止する法 浄による法改正等	〇高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅のうち、医療法人が設置しているものについては、改正法の施行後に登録の効力が失われた場合であっても、指定のサービス提供を継続的に行うことを約しているものに限り、引き続き、医療法人が設置することができるものとする

医療法人が行う運動指導等に係る法令上の整理について

医療法人が行う運動指導等に係る法令上の整理について

○ 医師が、病院等の業務として、生活習慣病の患者等に対して運動指導や食事指導を行うことは、医療法人の本来業務に当たるため、現行の医療法人制度においても可能である。

※ 医療法

第三十九条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

2 (略)

第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(当該医療法人が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設(以下「指定管理者として管理する病院等」という。)を含む。)の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一~八 (略)

医療法人が行う配食サービスに係る法令上の整理について

○ 医療法人が、病院等における給食施設等を活用して、地域の高齢者等に対して、配食 を行うことについては、収益業務に当たるため、介護予防事業として行う場合を除い て認められていない。

※ 医療法

第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(当該医療法人が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設(以下「指定管理者として管理する病院等」という。)を含む。)の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一~五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する業務

七・八(略)

※ 「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日 医政発0330053号) (抜粋)

(別表) 医療法人の附帯業務について

第6号 保健衛生に関する業務

⑨ 介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業、保健福祉事業、指定市町村事務受託法人の受託事務及び指定都道府県事務受託法人の受託事務のうち、別添において「保健衛生に関する業務」とするもの。

(別添) 地域支援事業の一つである介護予防事業

※8 <u>市町村から委託を受けて行う場合のみ可</u>(委託事業の実施に当たり、医療法人の非営利性に留意するとともに、条例及び委託契約書の内容に違反、抵触することがないこと。)

- ※ 「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日 老発0609001号)
 - (別紙) 地域支援事業実施要綱
 - 2 事業内容 別記のとおり。

(別記)

- 1 介護予防事業
- (1)介護予防特定高齢者施策

ア総則

(ア)目的

介護予防事業における介護予防特定高齢者施策は、主として要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の者(以下「特定高齢者」という)を対象として実施することを基本とし、特定高齢者が要介護状態等となることを予防することを通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施する。その目的を達成するため、事業の実施に際しては、介護予防ケアマネジメント業務により、個々の対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況(以下「心身の状況等」という)に応じて、対象者の選択に基づき、個別の介護予防ケアプランを作成するものとし、当該プランに基づき、適切な事業を包括的かつ効率的に実施するものとする。

- イ各論
- (ウ) 訪問型介護予防事業
 - ① 事業内容

特定高齢者であって、心身の状況等により通所形態による事業への参加が困難なものを対象に保健師等がその者の居宅を訪問してその生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導等を実施する。また、訪問型介護予防事業の対象者であって、低栄養状態を改善するために特に必要と認められるものに対しては、栄養改善プログラムの一環として配食の支援を実施する。

病院の食事の病院外施設への給食について

- ※ 「医療法Q&A」より抜粋
- (問) 社会福祉協議会のボランティア活動の一環として、病院で調理された食事を介助者 のいない寝たきり老人に給食しようと考えていますが、法的に問題ありませんか。
- (答)病院がこのような営業を行うことは医療法第1条の5に規定する病院の目的に反するものであり、また、有料でこのような営業を行えば同法第7条第5項の規定に抵触するおそれもあり、このような形態での給食は認められません。

※ 医療法

- 第一条の五 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業 を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的 でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるもので なければならない。
- 2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。
- 第七条 病院を開設しようとするとき、(中略)助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事(中略) の許可を受けなければならない。
- 2~4 (略)
- 5 営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、前項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる。

配食サービスに係る医療法人制度における論点について

配食サービスに係る医療法人制度における論点について

○ 医療法人が、通院している患者や入院又は通院していた患者等に対して配食を行う業 務を、医療法第42条に規定する、病院等の業務に支障がない限り行うことができる附 帯業務に位置づけてはどうか。